

## 福祉施設化する刑務所問題の関連番組を見て

先日TV番組欄で、福祉施設化する刑務所の問題を取り上げた番組「罪を犯した知的障害者と向き合う～刑務所から見える現状と課題～」が目にとまり見た。

刑務所に入所すると刑期中の服務作業の割振りのために知能検査を実施するようで、知的障害を疑われる受刑者は約5%で、いわゆる生産労働でなく単純作業に服務しているようで、その刑務所内の処遇実態については、以前に当HP「塀の中の障害者の処遇のありよう（HP「雑学BN」の書籍等読後感関係（I）、2004.3.19.：参照）で触れたことがある。

知的障害のある受刑者の多くは、その生育において福祉と結びつくことがなく「療育手帳」所持者は1割にも満たなく、食べ物の万引きや無銭飲食等のような微罪で刑務所に入所してきて、出所後の親等の身元引受人がいない人は約50%とか。

刑務所は、出所後の生活手段があるかどうかは関係なく出所させる法行政システムだけに、出所後3ヶ月での再犯率は約30%、1年後での再犯率は約60%とか。

番組の中で、知的障害のある受刑者の「帰っても（出所しても）仕事がないし、ここだったら仕事も頂いているし…」、また、「野宿するよりは、刑務所の方がちゃんと食事がとれてホッとした生活ができるということではいいと思うよ。」は、如何に出所後の生活手段がないかの現状を象徴する言葉と思われる。

ある看守官の「意思疎通も3回に1回は通じているかどうかという感じ…。罪を自覚し、被害者に謝罪する気持ちや自分自身を更生していく気持ちはどうなのか…。贖罪なく、ただ（刑務所内で）時間が過ぎている感じ…」の言葉も。

こうした累犯をしないように知的障害者の出所後の処遇について、ようやく国も法務省と厚生労働省の連携・対策を模索し、知的障害者用に自立への特別プログラムを試行しているある刑務所の取り組みも番組で取り上げられていた。

障害者自立支援法の対象はあくまで障害者手帳を持っていることが条件。退所後一人暮らしの知的障害者には「療育手帳」受給手続きはかなり難しい問題。

それだけに、出所後も現実的には障害者自立支援法等の対象になれない可能性大と推測すると、改めて、「福祉施策とは、誰のためのものか？」とあれこれ考えさせられる。